

20 教員検定に関する規程中改正（文部省令第三十五号）

〔昭和四年六月〕

昭和四年三月二十九日

学務課長 (菊池)

普通学務局長 (武部)

大臣 花押 (勝田)

次官 (栗屋)

教員検定委員会長 (栗屋)

教員検定常任委員 (服部) (松原) (山口) (吉岡)

第二部幹事 (菊池)

教員検定ニ関スル規程中改正ノ件

省令案

文部省令第 号

〔明治四十一年文部省令第三十二号 (武部)〕教員検定ニ関スル規

程中左ノ通改正ス

年月日

第七条第五号中「官立、公立」(抹消)「ノ文字」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正ノ理由

一、従来中等教員経歴無試験検定ハ官公立学校ニ就職セルモノ

ニ限ラレタルモ私立学校就職者ニモ同様ノ取扱ヲナスハ時宜  
 ヲ得タルモノト認メラル

一、現行高等学校教員検定規程並実業学校教員検定規程中経歴  
 無試験検定ニハ官公私立ノ區別ナシ

備考

本件ハ三月二十八日教員検定常任委員会ニ附議同意ヲ得タルモ  
 ノナリ

●教員検定ニ関スル規程

明治四十一年十一月二十六日文部省令第三十二号

第一条 教員検定ハ受験人ノ学力、性行、身体ニ就キ之ヲ行フ  
 第二条 検定ヲ為スヘキ学科目左ノ如シ

- 修身 教育 国語 漢文 英語 仏語 独語 歴史 地理
- 数学 物理 化学 博物 理科 法制及経済 習字 図画
- 家事 裁縫 体操 音楽 簿記 農業 商業 手工 手芸

歴史ハ日本史東洋史、西洋史ノ二部ニ博物ハ動物、植物、鉱  
 物、生理及衛生ノ四部ニ図画ハ日本画用器画、西洋画用器画  
 ノ二部ニ体操ハ体操、擊劍、柔術ノ三部ニ手芸ハ刺繡、造花、  
 編物、染色、機織ノ五部ニ分チテ検定ヲ出願スルコトヲ得此  
 ノ場合ニ於テ一学科目ノ一部若ハ数部ノ検定ヲ出願スルモ其  
 ノ手数料ニ関シテハ一学科目ト看做ス

手芸ハ染色又ハ機織ヲ出願スル者、裁縫ト併セ出願スル者又  
 ハ裁縫若ハ手芸ノ免許状ヲ有スル者ノ外二部以上ニ就キテ検  
 定ヲ出願スルニアラサレハ試験ヲ行ハス但シ染色機織ニ就キ

(注記 7) (注記 6) (注記 3) (注記 2) (注記 1)

(下 札)

テハ当分ノ内試験検定ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ裁縫ト手芸ノ一部トヲ併セ出願スル場合ニ於テ其ノ手数料ニ関シテハ一学科目ト看做ス

数学ハ算術・代数・幾何・三角法及高等数学初歩ニ就キ検定ス

第三条 試験検定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験検定ハ臨時之ヲ行フ

試験検定ノ出願期限及試験ヲ為スヘキ学科目ハ文部大臣ニ於テ之ヲ告示シ試験施行ノ期日ハ教員検定委員会長ニ於テ之ヲ公告ス

第四条 検定ヲ受ケムトスル者ハ第一号書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験検定ニ在リテハ予備試験ヲ受クヘキ者ハ其受験地ノ地方庁其ノ他ノ者ハ便宜ノ地方庁ヲ經由シ無試験検定ニ在リテハ地方庁若ハ当該学校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

- 一 第二号書式ノ履歷書及受験資格ニ関スル学校卒業証書若ハ教員免許状ノ写

- 二 第五条第一号、第二号、第四号、第五号及第九号ニ該当スル者ニ在リテハ第三号書式ノ当該学校長証明書、同条第三号ニ該当スル者ニ在リテハ第四号書式ノ試験検定合格証明書、同条第六号ニ該当スル者ニシテ教員免許状授与地方庁以外ノ地方庁ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五号書式ノ授与地方庁証明書、第十一条第一項第二号ニ該当スル者ニ在リテハ第六号書式ノ相当官署ノ証明書

- 三 第七号書式ノ学校医ノ身体検査書但シ学校医ノ設置ナキ

地ニ在リテハ医師法ニ依ル医師ノ身体検査書ヲ以テスルモ妨ナシ

地方長官又ハ当該学校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ試験検定ヲ受クルコトヲ得但シ第二号第四号及第九号ニ該当スル者ニ在リテハ一ケ年以上在学シ卒業シタル者ニ限ル

- 一 中学校卒業者
  - 二 高等女学校及高等女学校実科若ハ実科高等女学校卒業者
  - 三 専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
  - 四 専門学校入学者検定期程第八条第一号ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者
  - 五 徴兵令第十三条又ハ文官任用令第六条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者
  - 六 小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員若ハ小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者
  - 七 教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者
  - 八 外国ニ於テ師範学校、中学校、高等女学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シタル者
  - 九 文部大臣ニ於テ某学科目ニ関シ適当ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者
  - 十 第一号及第二号ニ準スヘキ学歴アル者
- 第六条 (削除)
- 第七条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ文部大臣ノ適当ト認め

タル学科ニ関シ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル学校ノ卒業者及選科修了者

二 第五条第一号及第八号ニ該当スル者ニシテ卒業者ノ教員

無試験検定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立学

校ニ入り三箇年以上在学シテ卒業シタル者但シ体操科ヲ修

ムル者ニ在リテハ二箇年以上トシ修業年限四箇年ノ高等女

学校、高等女学校実科若ハ実科高等女学校ノ卒業者並第五

条第三号ニ該当スル者及第四号中修業年限四箇年ノ高等女

学校卒業者ニ準スヘキ者ニ在リテハ家事、裁縫、体操、手

芸ノ一科目又ハ数科目ヲ修ムル場合ノ外四箇年以上トス

三 高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者

四 第五条第一号乃至第八号ニ該当スル者ニシテ外国ノ大学

校又ハ之ニ準スヘキ学校ニ於テ修学シ学位若ハ卒業証書ヲ

受領シタル者

五 相当ノ学歴ヲ有シ師範学校、官立、公立中学校、高等女

学校及之ト同等以上ノ官立、公立学校ニ於テ五箇年以上検

定ヲ受ケントスル学科目ノ教授ヲ担任シ其ノ成績優良ナル

者（加筆・朱線）

第八条 試験検定ヲ分チテ予備試験及本試験トス但シ学科目ノ

種類ニ依リ予備試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

予備試験ヲ施行スル学科目ニ在リテハ予備試験ニ合格シタル

者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

国語科ノ予備試験ニ於テハ漢文・漢文科ノ予備試験ニ於テハ

予備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験検定ニ同一学科目ニ付出  
願スル場合ニ限り予備試験ヲ免ス

第二条第三項ノ規定ニ依リ裁縫ト手芸ノ一部トヲ併セ出願シ

タル者ニ対スル手芸ノ本試験ハ裁縫ノ本試験ニ合格スルニア

ラサレハ之ヲ行ハス

第九条 試験ハ受験人出願ノ学科目ニ就キ其ノ教員タラムトス

ル学校ノ学科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ国民道

徳要領、教育大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フモノトス但シ教

員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者若ハ小

学校本科正教員ニ対シテハ本文国民道徳要領及教育大意、修

身科出願者ニ対シテハ国民道徳要領、教科出願者ニ対シテ

ハ教育大意ノ試験ヲ行ハス

第十条 予備試験ハ願書經由ノ地方庁所在地ニ於テ之ヲ行フ

前項試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス

本試験ヲ行フヘキ場所ハ教員検定委員会長ニ於テ之ヲ公告ス

第十一条 体操科中体操ノ試験検定ヲ出願シタル者ニシテ左ノ

各号ノ一二ニ該当スル者ニ就キテハ特ニ兵式ニ関スル教練ノ試

験ヲ行ハス

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後満四箇年以上現役ニ服シタル者

三 女子

体操科中撃剣及柔術ノ試験ハ女子ニ対シテハ之ヲ行ハス

第十二条 日本史東洋史ノ試験検定ヲ受ケタル者ニシテ日本

史、東洋史ノ一二関シ成績佳良ナルトキハ教員検定委員会長

ハ其ノ部分ノ成績ニ関シ証明書ヲ授与スヘシ

前項ノ証明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一学科目ニ就キ検定ヲ出願シタルトキハ其ノ証明書ニ記載セサル部分ニ就キ本試験ヲ行フ

第十三条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者及試験ニ関スル規程ニ違背シタル者ハ試験ヲ受ケルコトヲ得ス  
検定ニ合格シタル後前項ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

#### 高等学校教員規程

大正八年三月二十九日文部省令第十号

大正八年十二月四日文部省令第四十号改正

大正九年五月七日文部省令第十三号改正

大正十年七月七日文部省令第三十三号改正

大正十年九月十三日文部省令第三十九号改正

大正十五年八月二十七日文部省令第二十九号改正

第一条 高等学校高等科免許状ハ本令ノ定ムル所ニ依リ教員檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授与ス

第二条 第九条第二号ニ該当スル者ニシテ高等学校高等科教員養成ニ関スル規定ニ依リ教員タルノ義務ヲ有スル者ハ教員檢定ニ合格シタル者ト見做ス文部省外国留学生規程ニ依リ高等学校高等科教員タルノ義務ヲ有スル者亦同シ

第三条 第一条ノ免許状及中学校教員免許状ハ当該学科目ニ関シ高等学校尋常科教員免許状タルノ効力ヲ有ス

第四条 教員檢定ハ受験者ノ学力、性行、身体ニ就キ之ヲ行フ

第五条 檢定ヲ為スヘキ学科目左ノ如シ

修身 国語 漢文 英語 仏語 独語 日本史及東洋史  
西洋史 地理 哲学概説 心理及論理 法制及經濟 数学  
物理 化学 植物 動物 地質及鉱物 図画

前項ノ学科目ニ就キ試験檢定ヲ行フ場合ニ於テ第九条第六号ノ受験者ニ対シテハ檢定ヲ受ケントスル学科目ニ併セ本人ノ選択ニ依リ英語、仏語、独語ノ中一科目ニ就キ其ノ学力ヲ試験スルモノトス但シ本人カ英語、仏語又ハ独語ニ付中学校教員免許状<sup>(ヲ)</sup>テ有スルトキ又ハ檢定ヲ受ケントスル学科目カ英語、仏語、独語ノ中一ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六条 試験檢定ヲ行フ場合ニ於テハ受験者出願ノ学科目ノ試験ニ附随シ其ノ教授法ヲ試験スルモノトス

第七条 試験檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ隨時之ヲ行フ

試験檢定ノ出願期限及試験ヲ行フヘキ学科目ハ文部大臣之ヲ告示シ試験施行ノ期日及試験ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員長之ヲ公告ス

第八条 檢定ヲ受ケントスル者ハ願書(第一号書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験檢定ニ在リテハ居住地ノ地方庁ヲ經由シ無試験檢定ニ在リテハ<sup>(ママ)</sup>居住地ノ地方庁若ハ当該学校ヲ經由シ文部大臣ニ出願スヘシ

一 履歷書(第二号書式) 及<sup>(ママ)</sup>学業証書若ハ免許状ノ写  
二 第九条第二号乃至第五号ニ該当スル者ニ在リテハ当該学

校長ノ証明書(第三号書式)

三 医師ノ身体検査書(第四号書式)

四 戸籍抄本

地方長官又ハ当該学校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スル  
コトヲ要ス

第九条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ試験検定ヲ受クルコトヲ  
得

一 学位ヲ有スル者

二 大学ヲ卒業シタル者又ハ大学ニ於テ試験ニ合格シ学士ト  
称スルコトヲ得ル者

三 高等師範学校ヲ卒業シタル者但シ修業年限二年ノ者ヲ除  
ク

四 専門学校本科又ハ神宮皇学館本科ヲ卒業シタル者

五 高等学校、大学予科又ハ学習院高等科及元高等学校ヲ卒  
業シタル者

六 当該学科目ニ関シ中学教員免許状ヲ有スル者

七 外国ニ於テ高等学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シタル者

八 外国ニ於テ大学若ハ之ニ準スヘキ学校ニ入り学位若ハ卒  
業證書ヲ有スル者

(加筆、朱書)  
九 五年以上大学、大学予科、高等学校、専門学校又ハ之  
ニ準スヘキ学校ノ教員タリシ者

前項第九号専門学校ニ準スヘキ学校ハ文部大臣之ヲ指定ス

第十条 左ノ各号一二該当スル者ハ文部大臣ノ適当ト認メタル  
学科目ニ関シ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

一 前条第一項第一号、第二号及第九号ニ該当スル者

二 高等師範学校専攻科若ハ之ニ準スヘキ学校ヲ卒業シタル  
者

三 元東京高等商業学校専攻部ヲ卒業シタル者

四 本邦ニ於テ高等学校若ハ之ニ準スヘキ学校ヲ卒業シ又ハ  
外国ニ於テ高等学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シ更ニ外国ニ於  
テ大学若ハ之ニ準スヘキ学校ニ入り学位又ハ卒業證書ヲ有  
スル者

第十一条 不正ノ方法ニヨリ試験ヲ受ケントシタル者及試験ニ  
関スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

検定ニ合格シタル後前項ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ  
無効トス

第十二条 高等学校専攻科教員ニ付テハ免許状ヲ要セス

公立及私立ノ高等学校ニ於テ専攻科教員ヲ採用セントスルト  
キハ担任学科目、本人ノ履歴書及戸籍抄本ヲ具シ文部大臣ノ  
認可ヲ受クヘシ

第十三条 高等学校高等科ニ於テハ教員数ノ三分ノ一以内ヲ限  
リ高等科教員免許状ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ  
得

第十四条 体操ニ関シテハ高等科教員免許状ヲ要セス

第十五条 高等学校高等科ニ於テ体操ヲ担任スル教員ハ第十三  
条ノ関係ニ付テハ高等科教員免許状ヲ有スル者ト見做ス

第十六条 公立及私立ノ高等学校ニ於テ第十条ノ規定ニ依リ高  
等科教員免許状ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用セントスルトキハ

担任学科目、本人ノ履歴書及戸籍抄本ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ハ体操ヲ担任スル教員ノ採用ニ関シノ之ヲ準用ス  
第十七条 高等学校尋常科ニ於テハ教員數ノ三分ノ一以内ヲ限リ第三条ノ教員免許状ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

#### 実業学校教員検定ニ関スル規程

大正十一年一月二十四日文部省令第四号

改正大正十一年文部省令第二十八号、

大正十二年文部省令第十九号

第一条 実業学校教員検定ハ受検者ノ学力、性及身体ニ就キ之ヲ行フ

第二条 検定ヲ為スヘキ学科目ハ実業ニ関スル学科目中ニ就キ之ヲ定メ文部大臣告示ス

第三条 試験検定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験検定ハ隨時之ヲ行フ

試験検定ノ出願期限ハ文部大臣之ヲ告示シ試験施行ノ期日ハ教員検定委員会長之ヲ公告ス

第四条 検定ヲ受ケムトスル者ハ第一号書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験検定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方庁ヲ經由シ無試験検定ニ在リテハ其ノ住所地ノ地方庁又ハ当該学校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

一 第二号書式ノ履歴書

二 受検資格ニ関スル学校卒業証書、教員免許状又ハ許認指令ノ写

三 第五条第一号、第二号、第四号、第五号及第九号ニ該当スル者ニ在リテハ第三号書式ノ当該学校長証明書、同条第三号ニ該当スル者ニ在リテハ第四号書式ノ試験検定合格証明書、同条第六号ニ該当スル者ニシテ教員免許状授与地方以外ノ地方庁ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五号書式ノ授与地方庁証明書

四 第六号書式ノ医師法ニ依ル医師ノ身体検査書  
地方長官又ハ当該学校長ハ本人ノ性及行ニ就キ意見ヲ具申スヘシ

第五条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ試験検定ヲ受クルコトヲ得

- 一 実業学校又ハ実業補習学校教員養成所ヲ卒業シタル者
- 二 中学校、高等女学校、高等女学校実科又ハ実科高等女学校ヲ卒業シタル者
- 三 専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
- 四 専門学校入学者検定期程第八条第一号ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者
- 五 徴兵令第十三条又ハ文官任用令第六条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者
- 六 小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員又ハ小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者
- 七 教員免許令ニ依リ教員免許状ヲ有スル者又ハ本令施行前

実業学校教員資格ニ関シ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル者

八 外国ニ於テ実業学校、師範学校、中学校又ハ高等女学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シタル者

九 文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者

第六条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

但シ第三号又ハ第四号ニ該当スル者ハ実習科目ノ検定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得

〔加筆・朱書〕一 相当ノ学歴ヲ有シ実業学校又ハ之ト同等以上ノ学校ニ

於テ五年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ノ教授ヲ担任シ成績優良ナル者

〔加筆・朱書〕二 実業補習学校教員養成所ヲ卒業シ三年以上教諭ノ職ニ

在リ且検定ヲ受ケムトスル学科目ノ教授ヲ担任シ成績優良ナル者

〔加筆・朱書〕三 実業学校ヲ卒業シ五年以上検定ヲ受ケムトスル学科目

ニ関スル実地ノ経験ヲ有シ技術優良ナル者

〔加筆・朱書〕四 五年以上実地ノ経験ヲ有シ実業学校ニ於テ三年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ノ実習教授ヲ担任シ成績優良ナル者

五 第五条第一号乃至第八号ニ該当スルモノニシテ教員無試験

検定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル学校ヲ卒業シ成績優良ナル者

〔加筆・朱書〕六 実業専門学校又ハ之ト同等以上ノ学校ヲ卒業シ実業学

校又ハ之ト同等以上ノ学校ニ於テ三年以上検定ヲ受ケムト

スル学科目ノ教授ヲ担任シ成績優良ナル者

第七条 試験検定ヲ分チテ予備試験及本試験トス但シ予備試験ハ便宜之ヲ行ハサルコトアルヘシ

予備試験ヲ施行スル学科目ニ在リテハ予備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

予備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験検定ニ同一学科目ニ就キ出願スル場合ニ限り予備試験ヲ免ス

第七条ノ二 予備試験ハ願書經由ノ地方庁所在地ニ於テ之ヲ行フ前項試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス本

試験ヲ行フヘキ場所ハ教員検定委員長ニ於テ之ヲ公告ス第八条 不正ノ方法ニ依リ検定ヲ受ケムトシタル者又ハ試験ニ

関スル規程ニ違背シタル者ハ当該検定ヲ受クルコトヲ得ス檢定ニ合格シタル後前項ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無

効トスルコトアルヘシ

第九条 本令中実業学校ニハ実業補習学校ヲ包含セス

〔注記1〕

「完結」

〔注記2〕

「急」

〔注記3〕

「文部省 発普95号」

〔注記4〕

「裁決定 6月22日」

(注記5)

「記録掛 13・8・31 受領」

(注記6)

「六月廿二日 発送済」<sup>(官下)</sup>  
〔印〕

(注記7)

「二七」(簿冊内件名番号)

(下札)

〔印種別 中山〕 加筆  
か一別／聯繫 公文二貸 教員免許／登録追加／件

名 省令第三五号 〔采槽〕  
〔明治四十一年文部省令第三十二号〕教員檢定

二 関スル規程中改正／番号 発普九五／結了年月日 昭四 六

二二／保存年限 ムキ／枚数 5

〔自大12年至昭19年 教育職員総規  
教員免許〕文部省〔印〕 3A, 32—6, 2430〕